

消防用設備保守点検業務処理要領

この要領は、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第17条に基づき各防火対象物に設置された消防用設備等の機能を十分に発揮し、常時良好な状態を保つため、その保守点検等の業務内容について定めるものである。

1 保守点検対象建物及び保守点検対象設備

別紙「業務の内容」及び「保守点検設備一覧」のとおり。

2 保守点検業務

消防法第17条の3の3及び、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第31条の6、並びに、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第9号）」の各規定に基づき、次のとおり保守点検を実施すること。

（1）定期点検業務

ア) 定期点検は、各消防用設備等について総合点検（年1回）及び機器点検（年2回、ただし1回は総合点検と兼ねる）を実施することとし、委託者の指定する時期に必要な資格を有した者により実施すること。

イ) 各点検の基準及び、点検実施後に委託者へ提出する点検結果等報告書の様式は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」の定めによること。

ウ) 点検実施に当たっては、事前に入居者及び委託者あて点検日程・点検実施者等を書面で通知すること。

なお、日程どおり実施ができない場合は別途調整すること。

エ) 点検結果報告書は、各保守点検対象建物につき、それぞれ総合点検時は委託者用1部、消防機関提出用2部、機器点検時は、委託者用1部提出すること。

なお、委託者用1部については、次の提出期限までに提出すること。

点検項目	点検時期	提出期限
機器点検及び総合点検	令和5年 6月から令和5年8月	令和5年9月30日
機器点検	令和5年12月から令和6年2月	令和6年3月31日

（2）臨時点検業務

受託者は上記（1）の定期点検以外の場合であっても、委託者が機器に異常を認めてその点検及び調整を請求したときは、遅延なく、必要な措置を執ること。

（3）機器の修繕

委託契約書第9条1項に定める修繕に当たり、受託者が見積書を提出する際には、写真等故障の状況（破損等の状態）が分かる書類を添付すること。

（4）その他維持に必要な小破修繕及び清掃については、必要に応じ実施の上、結果について委託者に報告すること。

（5）委託者から指示があった場合には、管轄消防署へ点検結果報告書を提出し、受付済み票の交付を受けること。

（6）委託者から要請があった場合は、消防関係法規に係る解説等、指導援助を行うこと。

3 受託者の負担とする部品及び資材は、次のとおりとする。

（1）点検及び清掃に必要な資材

各種点検機材、ウエス、ベンジン、アルコール、その他

（2）維持に必要な小部品

ヒューズ、パッキン、乾電池、表示ランプ、リード線、その他